

学校法人昭和医科大学 個人情報の保護に関する規程

（目 的）

- 第1条 この規程は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、学校法人昭和医科大学（以下「本法人」という。）が保有する個人情報を適正に取り扱うために、「学校法人昭和医科大学 個人情報保護基本方針」に沿って、本法人に勤務する者（専任、臨時、契約、派遣、パート、アルバイト等の雇用形態は問わない。）および本学に在籍する学生等が遵守しなければならない事項を定める。
- 2 昭和医科大学、昭和医科大学大学院、昭和医科大学助産学専攻科、昭和医科大学附属看護専門学校において管理する個人情報の適正な取り扱いについては、この規程に定める事項のほか「昭和医科大学 学生個人情報の保護に関する規則」に定めるところによる。
- 3 昭和医科大学各附属病院において管理する個人情報の適正な取り扱いについては、この規程に定める事項のほか「昭和医科大学附属病院個人情報保護規則」に定めるところによる。
- 4 本法人が保有する個人情報を学術研究目的で使用する場合の適正な取り扱いについては、この規程に定める事項のほか、学術研究に関連する法令や指針、ガイドライン等、以下の定めるところによる。
- (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経産省告示第1号）
 - (2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成31年2月28日厚生労働省告示第48号）
 - (3) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
 - (4) 臨床研究法
 - (5) 遺伝学的検査に関するガイドライン
 - (6) ヒト遺伝情報に関する国際宣言
 - (7) ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針
 - (8) その他本法人における学術研究に関連する法令や指針、ガイドライン等
- 5 この規程に定める事項のほか、本法人が保有する個人情報を適正に取り扱うために必要な事項は、個人情報の保護に関する法律および関連法令、指針、ガイドライン等（以下、「法令等」という。）の定めるところによる。

（定 義）

- 第2条 この規程において、個人情報とは、本学の学生およびその家族、保証人、職員、本学附属病院の患者・受診者、その他これに準ずる者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、また個人識別符号（旅券番号、免許証番号、指紋認証や顔認証データ等に加え、ゲノムデータのほか、法令等に定めるもの）が含まれるものをいう。
- 2 個人情報は、符号化（記号化）した後も個人情報として取り扱う。
- 3 この規程において、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等、本人に対する不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する内容を含む個人情報をいう。
- 4 要配慮個人情報には、本学附属病院の患者の身体状況、病状、治療状況、本学附属病院を受診した事実等、診療の過程で医師や歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者が知り得た情報すべてを含む。
- 5 個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を特定個人情報と称するものとし、その取扱については

「学校法人昭和医科大学特定個人情報取扱規程」に定める。

(利用目的の特定)

第3条 個人情報の取り扱いに際しては、教育・研究・診療およびその他の業務に必要な範囲内で利用目的を特定する。

(利用目的外の利用)

第4条 個人情報を利用目的以外に利用する場合は、原則として本人の同意を得る。

(適正な取得と管理)

第5条 個人情報は、適法かつ公正な手段によって取得する。

2 取得した個人情報は、その利用目的に対応する業務を所管する部署において管理し、その責任者は当該部署責任者とする。

(取得時の利用目的の通知)

第6条 個人情報を取得する際は、原則として、あらかじめ利用目的を本人へ通知または公表する。ただし、要配慮個人情報を取得する際は、原則として、あらかじめ利用目的を本人へ通知して同意を得る。

2 利用目的の変更があったときは、本人へ通知または公表する。

3 第1項および前項における通知または公表は、配付文書、ホームページ、広報誌、施設内掲示等の方法による。

(正確性の確保)

第7条 本法人が保有する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容を維持するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を確実かつ迅速に廃棄または消去する。

(個人情報保護のための安全管理措置)

第8条 個人情報保護のための安全管理措置（以下「安全管理措置」という。）は、保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用等（以下「漏えい等」という。）の防止、漏えい等が生じた場合の被害の拡大防止および二次被害の防止を目的として、各施設において講じる。

2 安全管理措置の履行に関する指示系統は、別に定める「学校法人昭和医科大学 個人情報保護のための安全管理措置に関する体制」のとおりとする。

3 安全管理措置に関する詳細は「個人情報保護のための安全管理措置に関する規則」に定める。

(学校法人昭和医科大学個人情報保護委員会)

第9条 個人情報保護に係る重要事項の審議・決定を目的として、学校法人昭和医科大学個人情報保護委員会を設置する。

2 学校法人昭和医科大学個人情報保護委員会に関する詳細は「学校法人昭和医科大学 個人情報保護委員会規則」に定める。

(個人情報保護の管理体制)

第10条 個人情報保護に関する事項を総括する者として個人情報保護管理責任者を置き、総括総務担当理事をもって充てる。

2 各施設において安全管理措置の履行を指揮する者として個人情報保護管理者を置き、各施設長をもって充てる。ただし、旗の台校舎においては総括総務担当理事とする。

3 各施設に個人情報保護室を置き、各施設における安全管理措置の履行を推進する。

4 前項の定めのほか、個人情報保護管理責任者が必要と認める場合は個人情報保護室並びに個人情報保護管理者を置くことができるものとする。

(委託管理)

第11条 個人情報の取り扱いの全部または一部を本法人が第三者に委託する場合は、委託先の選定に当たり、安全

管理措置が委託先において法令等に従って確実に履行されることを予め確認する。

- 2 前項に基づく確認を経て委託先と契約を締結する際は、その契約書において、委託先が講じる安全管理措置の内容とともに、その履行状況を本法人が監督することを定める。

(第三者提供)

第12条 個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として本人の同意を得る。

- 2 個人情報の第三者への提供状況は、法令等に基づき明確に把握する。

(第三者提供の停止)

第13条 個人情報の第三者への提供について、本人が停止を求める場合、その請求は当該個人情報を管理する部署において受付ける。

- 2 各部署は、前項の請求を受付けた場合、法令等に基づき、請求に応じるか否かを検討のうえ、個人情報保護管理者の許可を得て対応を決定し、その結果を本人に対して遅滞なく通知する。

(通知・公表等)

第14条 本法人の保有する個人情報に関する、利用目的、開示・訂正・利用停止・消去・相談・苦情申出の手続等について、配付文書、ホームページ、広報誌、施設内掲示等の方法により公表する。

(情報の開示)

第15条 本人が個人情報の開示を求める場合、その請求は当該個人情報を管理する各部署において受付ける。

- 2 各部署は、前項の請求を受付けた場合、法令等に基づき、請求に応じるか否かを検討のうえ、個人情報保護管理者の許可を得て対応を決定し、その結果を本人に対して遅滞なく通知する。

(情報の訂正・追加・削除)

第16条 本人が個人情報の訂正・追加・削除を求める場合、その請求は当該個人情報を管理する各部署において受付ける。

- 2 各部署は、前項の請求を受付けた場合、法令等に基づき、請求に応じるか否かを検討のうえ、個人情報保護管理者の許可を得て対応を決定し、その結果を本人に対して遅滞なく通知する。

(利用停止・消去)

第17条 本人が個人情報の利用停止・消去を求める場合、その請求は当該個人情報を管理する各部署において受付ける。

- 2 各部署は、前項の請求を受付けた場合、法令等に基づき、請求に応じるか否かを検討のうえ、個人情報保護管理者の許可を得て対応を決定し、その結果を本人に対して遅滞なく通知する。

(相談・苦情窓口)

第18条 個人情報の取り扱いに関する相談・苦情申出は、当該個人情報を管理する部署で受け付ける。

(職員等の責務)

第19条 本法人の職員および学生その他関係者は、業務上または学生実習等において取得した個人情報に関し、漏えい等をしてはならない。また、本法人を退職または卒業・退学した後も同様とする。

- 2 この規程に違反した場合は、「昭和医科大学学則」「昭和医科大学大学院学則」「昭和医科大学助産学専攻科規程」「昭和医科大学附属看護専門学校学則」「学校法人昭和医科大学就業規則」による措置をとる。

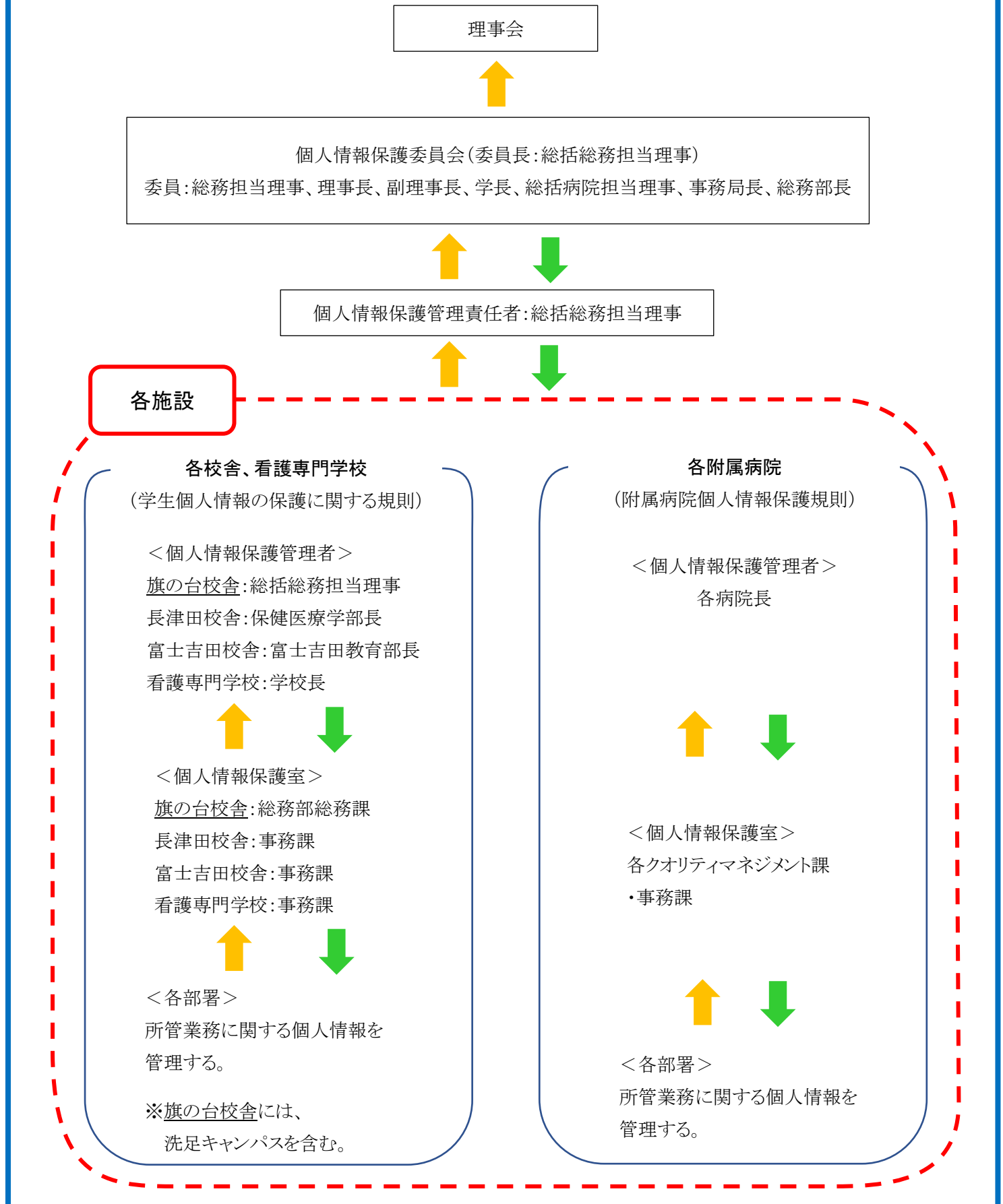
(所 管)

第20条 本法人における個人情報の適正な取り扱いに関する事務は、総務部総務課が所管する。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行日をもって「個人情報の保護に関する規程」（平成 1 7 年 7 月 1 2 日施行）は廃止する。
3. この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程の改廃は、学校法人昭和医科大学個人情報保護委員会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。

学校法人昭和医科大学（個人情報保護基本方針、個人情報の保護に関する規程、
個人情報保護のための安全管理措置に関する規則、個人情報保護委員会規則）



← : 「個人情報保護のための安全管理措置」の履行に関する指示

← : 「個人情報の漏えい等」の報告